

# 令和8年度流山市ブランド推進（市制施行60周年記念映像制作）

## 業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本実施要領は、流山市が令和9年1月1日に市制施行60周年を迎えるにあたり、「市制施行60周年記念映像」を制作する業務を委託する事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

令和8年度流山市ブランド推進（市制施行60周年記念映像制作）業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「令和8年度流山市ブランド推進（市制施行60周年記念映像制作）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書に含まれていない事項についても、事業目的に合致し、事業効果を高めることができると考えられるものについては、提案に含めることができるものとする。

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

### 3 提案限度額

6,000,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続きを開始後、裁判所の再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

## 5 選考スケジュール

- |                                   |                |
|-----------------------------------|----------------|
| (1) 案件公表・募集受付開始                   | 4月10日(金)       |
| (2) 質問の受付期限                       | 4月23日(木)午後5時まで |
| (3) 質問の回答期限                       | 4月30日(木)       |
| (4) 参加表明書兼誓約書及び企画提案書提出期限          | 5月18日(月)正午まで   |
| (5) 一次審査（書類審査）結果通知<br>※応募が5者以上の場合 | 5月22日(金)       |
| (6) 二次審査日（プレゼンテーション）              | 5月29日(金)       |
| (7) 審査結果通知・公表                     | 6月上旬以降         |
| (8) 契約                            | 6月上旬以降         |

## 6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問受付方法

仕様書等に関する質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、任意様式により下記提出先へ電子メールにて提出するものとする。なお、期限後の質問は受け付けない。

### (2) 質問受付期限

「5 選考スケジュール」のとおり。

### (3) 質問回答方法及び期限

質問への回答は、「5 選考スケジュール」に定める日時までに、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答は、本実施要領及び仕様書等の追加又は訂正とみなす。

(4) 提出先

流山市 総合政策部 マーケティング課  
market@city.nagareyama.chiba.jp

7 参加表明書兼誓約書及び企画提案書の提出について

(1) 提出期限

「5 選考スケジュール」のとおり。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は、提出期限必着とし、配達が可能である方法（書留、特定記録等）で郵送すること。

(3) 提出先

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市 総合政策部 マーケティング課

(4) 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（様式1）

イ 提案者の会社概要・業務責任者の氏名等（様式2）

ウ 業務実績書（任意様式）

エ 見積書（任意様式）

オ 企画提案書（任意様式）

※別表の採点基準の項目が確認できるよう、できるだけ分かりやすく、簡潔にまとめ記載すること。

カ 関係書類 ※本市有資格者名簿への登録がない場合に提出すること。

(ア) 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの（写し可））

(イ) 法人の登記事項証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの（写し可））

(ウ) 納税証明書（直近1年の法人税、消費税（地方消費税）（写し可））

(エ) 財務諸表（最新決算年度のもの（写し可））

(5) 企画提案の留意事項

ア 企画提案書は、本業務仕様書の提案内容を満たしていれば、作成するソフトウェアや書体、文字サイズは問わない。

イ 企画提案書は、A4版で作成し、添付資料がある場合も同様とする。

ウ 提案内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるような表現にすること。

エ 完成イメージを審査委員が理解できるよう、本編の構成案（章立て）や主要シーンの絵コンテ、同様の構成の実績動画を活用する等の工夫をすること。

(6) 提出部数

正本：1部（製本・要押印）

副本：7部（押印不要）

(7) その他

参加資格を有するもので応募事業者が1者のみであっても、審査を実施するものとする。

8 選考方法及び選考基準

(1) 選考方法

受託者は、公募型プロポーザルとしてプレゼンテーションによる審査にて選考する。

(2) 選定委員会について

市は、優先交渉権者を選定するため、流山市ブランド推進（市制施行60周年記念映像制作）業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(3) 一次審査（書類審査）

応募事業者が5者以上の場合に、提案書等にて採点基準に基づき書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）対象事業者4者を選考する。応募事業者が4者以内だった場合は実施しない。

一次審査結果については、「5 選考スケジュール」に定める日時までにメールにて通知する。

(4) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 実施日時・場所

令和8年5月29日(金)午前 ※予定

※詳細は別途通知する。

※プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とする。

※プロジェクター及びスクリーンのみ市が用意する。それ以外の必要機器は応募者が用意すること。

イ プレゼンテーション出席者

3名以内とする。

## ウ プレゼンテーション持ち時間

プレゼンテーション時間は20分以内とし、その後、質疑応答を10分程度とする。

## 9 審査結果の通知について

- (1) 審査結果については、電子メールで通知する。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては、受理しない。
- (3) 選定に係る経過については、一切公表しない。
- (4) 選定結果については、市ホームページ上で公表する。

## 10 契約手続き

優先交渉権者を決定した後、当該業者と契約を締結する。優先交渉権者が契約を履行できる見込みがないと市が判断した場合は、契約を締結しないことがある。その場合、優先交渉権者は損害賠償請求をしないものとする。

## 11 参加辞退について

参加表明書兼誓約書の提出後、参加辞退を行う場合には、「プロポーザル参加辞退届」(様式3)を提出するものとする。

## 12 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて応募事業者の負担とする。提出後の提案書等の修正差し替えはできない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、本プロポーザルへの参加の取消し、契約決定の取消し等を行うことがある。
- (3) 採用された企画提案書の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、本プロポーザルの採用にかかわらず本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のため必要な場合は、応募事業者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で 사용할ことができる。
- (4) 提案書に必要な著作権の手続きは、各応募事業者にて行うものとする。
- (5) 提出書類については返却しない。
- (6) 本プロポーザルは、都合により延期し、又は取りやめることがある。この場合において、参加者は異議を申し立てることができず、損害を受けることがあっても、その費用を請求できないものとする。

1 3 問い合わせ及び提出先（事務局）

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 総合政策部 マーケティング課（流山市役所第一庁舎3階）

電話：04-7150-6308

メール：[market@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:market@city.nagareyama.chiba.jp)